

浜松市精神科病院事務指導監査実施要領

(目的)

第1条 精神科病床を有する病院を対象に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、その他の法令に規定する事項の遵守状況について調査し、精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰の一層の促進を図る。

(根拠法令)

第2条 次の各号に基づき監査を実施する。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6
- (2) 精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日付け障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）
- (3) 精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日付け障精第16号 厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）

(対象施設)

第3条 浜松市内に精神科病床を有する病院を監査対象とする。

(実施時期)

- 第4条 監査は原則として年1回実施するものとし、法律上適正を欠く等の疑いがある病院に対しては、数度にわたる実地指導を行うものとする。
- 2 実施時期は、別に定める精神科病院事務指導監査日程表により定める。なお、法律上適正を欠く等の疑いのある病院に対しては、市長が必要と認めた時期に行うものとする。

(実施方法)

- 第5条 実施方法は、関係書類の閲覧、関係者からの意見聴取並びに措置入院者及び医療保護入院者等の診察により行うものとする。
- 2 実施基準については次のとおりとする。
- (1) 実施通知等
当該病院長に事前に通知する。ただし、法律上適正を欠く等の疑いのある病院に対しては、必要に応じて、通知を行うことなく監査を実施する。
 - (2) 措置入院者及び医療保護入院者等の審査対象者
 - ア 措置入院者
精神科病院事務指導監査実施日における措置入院患者
 - イ 医療保護入院者

入院期間及び病名等に配慮のうえ、定期病状報告等の結果を踏まえて審査が必要と判断した者

ウ その他、市長が必要と判断した者

(3) 調査表

ア 監査に使用する調査表を「精神科病院事務指導監査調査表」として別に定める。

イ 精神保健指定医が審査に使用する診断書を「病状実地審査診断書」として別に定める。

(4) 監査担当職員

浜松市障害保健福祉課職員及び精神保健指定医を原則とする。

(5) 監査項目

ア 様式「精神科病院実地指導結果総括表(以下総括表という。)」の項目について、調査、指導を行う。

イ 措置入院者又は医療保護入院者等について、精神保健指定医が診察等を行う。

(監査結果)

第6条 当日の監査終了後に監査結果の講評を行い、改善を要すると認められる事項がある場合には、口頭により指導する。

2 浜松市障害保健福祉課職員は、監査結果を総括表及び調査表により復命し、後日、当該病院長に監査結果を通知する。

(改善計画及び改善状況の報告)

第7条 事務指導監査の結果、指摘事項があった場合、当該病院長は速やかに市長に改善措置状況を報告する。

(改善状況の把握)

第8条 浜松市障害保健福祉課は、指摘事項に対する改善状況を逐次把握するとともに、改善が見受けられない病院に対しては、医療監視を実施する際に併せて監査を行う等により、厳正な指導を行う。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。